

第3回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議 概要版

日時：H23.9.30(金)13:03 - 15:41

場所：議事堂2 F 201委員会室

出席者：議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議委員（9名）

資料：第3回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議 事項書

資料1 三重県議会基本条例の検証に当たり、検討すべき事項に関する現状や課題等について各委員意見（第2回(H23.9.4)における**資料2**を一部修正）

資料2 条例において規定するに当たって他の法令との調整等について

資料3 議会改革諮問会議「最終答申」に係る会議等について

< 検討会 議事概要 >

議員：ただいまから、第3回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議を始める。

前回の第2回プロジェクト会議においては、委員各位から提出いただいたご意見を、大きな項目ごとにまとめて**資料2**として整理し、説明した。その際、誤解や認識誤りなどがあったものについて、意見を提出いただいた委員から訂正していただいた。

本日は、前回の第2回プロジェクト会議の**資料2**を、一部修正し、本日のものとしている。修正箇所は、次のとおり。

1点目、1ページ目の一番下、第4条第4項関係で、現状として、第4条第4項において、議場で質疑等を行うに当たっては対面演壇において、すなわち知事等執行部に向かってすることと規定されている。このため、議員に対して、問いかけたり、政策等を訴えたり説明したりすることができない。課題として、たとえ知事等執行部に対する質問であっても、内容によっては県民の代表である議員に向かって問いかけたり訴えたりする方がふさわしい場合もある。改善意見として、条例によって、対面演壇においてすなわち知事等執行部に向かって質問することと規定するのではなく、質問者がいずれの席から質問するか選択できる方法も検討すべきである。このように修正した。

2点目、2ページ目の第8条関係、質問の趣旨の確認、いわゆる反問権に関して、予算決算常任委員会など質問等の事前通告が行われない会議において、質問等の趣旨を確認することができる規定を設けるべきというのが、委員の意見である。また、反問権の付与については、条件付き消極的賛成というのが委員の意見である。両者は、意見の方向性がかなり異なるので、間に細線を設けた。

3点目、6ページ目の第17条関係、「政務調査費を調査研修や広聴広報等に資するため」、この「等」を追加してもらいたいとの申出があったので、そのようにした。

4点目、6ページ目第22条及び第23条関係、「地方分権の進展に対応する改革の必要性を明記し、改革の方向を強調すべき」と修正してもらいたいとの申出がありましたので、そのようにした。

5点目、6ページ目の一番下、委員の課題認識について、「本県の場合、（議会関係の）予算が十分であるか否かは不明である」との説明でしたので、そのように修正した。

次に、前回の第2回プロジェクト会議において、委員から事務局に対して2点の質問があった。

質問1、地方自治法や他の法令、条例等にすでに規定されている事項を、重複して規定することは可能か、あるいは不可能か。

質問2、仮に重複して規定することが可能である場合、重複して規定することの意義をどのように説明するのか。

これらについて、事務局から回答させる。

事務局：資料2をご覧ください。地方自治法や他の法令、条例等で既に規定されていることを、条例で重複して規定することができるかというご質問については、仮に規定するに当たってはその合理性などを具体的事例に即して検討する必要があるというものである。この規定する合理性などが認められれば可能というものである。

もっとも、我が国法令は、憲法を頂点とする一つの法体系を形成している。このため、新たな法令の制定や既存の法令の改廃に当たっては、法令間で矛盾抵触が生じないように調整を図り、例えば、異なる又は同一の法令において同様の内容を重複したり、同一の事項を二重規制したりすることのないよう調整されている。仮に、一見、同一の趣旨や内容であっても、各規定はそれぞれの意義や理由を有し、調整して規定されている。

今回の課題においては、地方自治法や他の法令、条例等にすでに規定されている事項を重複して規定するとはいえ、両者の目的や法令における位置付け、条文の規定振りなどが、明らかではない。すなわち、具体的にいかなる目的から条例にどのような条文で規制しようとするため、他の法令といかに抵触するかといった個々具体的な事例に則して、矛盾抵触することのないよう、又はいずれの規定が優先するかといった整理を、厳密に検討する必要がある。

2点目のご質問については、そもそも法令の立案に当たっては、その法令を制定することによって何を実現しようとするのかという立法目的を明

確に把握しておかなければならない。立法目的を明確にするためには、立法の要因となった事実関係（立法事実）とそれに対応する政策の方向づけ（立法政策）が明確になっていなければならない。また、条例による規制に当たっては、規制の必要性和相応の合理性が存在することが求められる。仮に重複して規定した場合、その意義とは、当該重複の規定によって何を実現しようとするのかという立法目的、さらにその前提となった立法事実及び立法政策が明確になることにより、説明することができるはずである。

この立法目的等は、このプロジェクト会議において、具体的事項に即して現状【2】や課題【3】、改善意見【4】等について提案者である委員から説明され、その政策のメリットやデメリットなどについての委員間討議によって議論が深められることによって、明確化されるとみられる。

委員：質問1については、要約すれば重複して規定することはできるということであり、質問2については、規定すれば意義が認められるということと理解した。

委員：確認であるが、質問1については、重複して規定することは不可能という訳ではないという理解でよいか。質問2については、相応の目的があれば意義が認められるということか。

事務局：（質問2については）このプロジェクト会議において委員相互議論によって明らかにされるべきものという意味である。

委員：納得した。

委員：次に、委員間討議を行う。なお、本日の進め方として、まず資料1に基づいて意見を提出いただいた委員から説明していただき、それに対して他の委員から質問していただく。それが一通り終了した後、この意見の項目が多いので、すべてについて議論するものだが、このプロジェクト会議においてどこから議論をするかを決めたい。

なお、どこから議論するかというテーマは、これからの質疑等を踏まえて座長及び副座長で決定する。

委員討議は、ページごとに行う。

まず資料1 1ページ目で、意見を出された委員から、どのような問題意識からこのような提案をされたのか、他の委員に対して説明していただきたい。他の委員からは、意見を出した委員に対して、忌憚なく質問や討論を行っていただきたい。

各ページは、概ね20分程度を目安として質疑を行う。

委員：いずれの都道府県の条例であったか確認していないが、他の道府県の議会基本条例を見ていて、おそらく前文において、議会基本条例を最高規範として位置付けているものがあつた。本県の議会基本条例もそのように位

置付けを明らかにすること、議会の姿勢を示すことは良いことだと考えたので提案した次第。

次に、用語の定義であるが、そもそも条例というものは県民や我々県議にとっても馴染みが薄く難しいもの。まず、用語の意味が分からないものである。他の道府県の議会基本条例を見て、委員会等や会派など最低限の用語を定義しているものがあつたのでそれを真似ることにより、県民にとって丁寧で分かりやすいものになるのではないかと考えた。また、法律や条例では最初に用語を定義しているものをよく見受けるため、この条例でも体裁の点からそのようにすべきと考えたもの。もっとも、どの言葉を定義すべきかなどということまでは考えていない。

委員：この条例は、第5条において初めて会派という言葉が出てくるが、その定義付けはされていない。会派の定義は、地方自治法でもこの条例でも、その他の条例でもされていない。必ずしも必要という確固とした意見ではないが、定義付けするそのメリットやデメリットを踏まえて検討してみる価値があるのではないかと問題提起した。なお、その際、国会法で会派の定義付けはされているのか、まだ調べていないので不明であるがそれらの知見を踏まえて、定義付けする必要があるべきではないかと考える。

委員：第4条関係の議決責任であるが、議員の立場で議決したことについて当然議決責任は伴うものであるが、議会基本条例において議会が議決したということについての責任の明確性が足りないため、この条例で規定するべきと考えたもの。

委員：議会基本条例の中で議決責任の明記がないので、議会基本条例で明確に規定するべきと考えた。

委員：議決責任とは、当然あるものであり、伴うものであるが、しっかりと明記しておくべきと考えて提案した。また、他の道府県の議会基本条例を見ると明記しているものも多々見受けられるので、このように提案したもの。

次に、政策形成機能について、これまで政策立案や政策提言については規定されているが、政策形成についてもこれまで議論されたこともあつたと記憶している。他の議会基本条例を見ると規定しているものも多く見受けられ、この機会に議論してみたいかかと考え提案したもの。

委員：政策立案や政策提言について既に規定されているが、更に踏み込んで政策形成にまで踏み込んでいくべき、他の議会基本条例を参考に、この機能を強化するべきという考えから提案したもの。

委員：政策形成は、政策立案や政策提言の過程として当然付いてくるものではあるが、議会の機能として大きな役割と考え、きちんと明記しておくべきと考えて提案した。

委員：第4条第4項関係において、議場で質疑等を行うに当たっては対面演壇で行わなければならないと規定されているところであり、その趣旨を基本的に是とするものだが、場合によっては議員の集合体である議会の賛同を求めつつ知事に質問を行いたい、そのため議長席前の演壇から質問を行いたいという場合もあるだろう。かつてそのような意見が出され議運で議論されたこともあったが、不可という結論になった。確かに、知事と対峙するという考え方から対面演壇で議論するという考えもあるが、一方で、議会全体や個々の議員に対して自分の考えを訴えつつ質問するというやり方もあり得るのではないかと考えるところであり、この条例で一方的に排除するのが適当かを問題提起したもの。

委員：本県の議会基本条例は、都道府県として初めて成立したものであり、そのため他の道府県のベースとなったもの。他の道府県の議会基本条例の方が一見洗練されているようにも見えるが、本県はフロンティアとなったものであり、この際、後続の道府県にあっと言わせられるように見直すべきところは見直すべき。

まず、この議会基本条例を仮に（議会や条例の）最高規範とするのであれば、国の憲法に相当するなどそれなりの体裁を整える必要がある。そのため、そのようにすべきなのか否かは最初に決めていただく必要がある。この条例の当初立案時のもそのような議論があったが、結局最高規範とはしないということとなったものである。

用語の定義については、必要なものであれば定義する必要があるかと考える。その際、「県民自治」という言葉について、分かりやすく分けにくい言葉と思う。このような言葉を、仮にこの言葉をそのまま生かすのであれば定義する必要があるし、あるいは分かりやすい一般的な他の言葉に改正することも考えられる。また、「会派」についても、第5条においてしっかりと決めて（定義して）もらいたい。

議決責任については、前知事と議会改革推進会議会長とで遣り取りの過程もあったもの。もちろん議員は改選の度に選挙で県民の判断を仰ぐという考え方もあり、私自身この考え方はベースとして大切と認識している。仮に議決責任を明記するのであれば、そのことを十分に踏まえて、十分に丁寧な議論が必要と考えている。

政策形成については、既に政策立案や政策提言が規定されている訳であり、これらの中に政策形成は含まれているのではないかとと思われる。このことについて規定する必要性を、もう少し丁寧に説明いただきたい。

対面演壇方式については、導入時には全国初の試みとして勇み足となっていたところもあり、これまでの実績を踏まえ、長所もあるが改善の余地

があるもあると考えているところである。対面演壇に限定せずに弾力的に運用できる方が良いと思う。

委員：政策形成については、政策立案や政策提言に取り組むと言うことはその過程の政策形成を含むというのは当然であるが、これまで議会の中で協議を行ったり独自の検討会を設けたりなどの取組もあり、立案という結論に至るまでのその過程も重要ではないかと考える。このような考え方を重視して政策形成に言及している他の議会基本条例もあるところであり、今回提案したもの。

委員：議会とはそもそも立法機関であり監視機関であるが、最近、重要な機能として政策形成機能が求められてくるようになった。しかし、この機能は、どちらかという個々の議員に属しているイメージが強い。しかし、この政策形成機能を議会の機能として向上させて、立法機能や監視機能と同程度に位置付けていることが、次のステップに繋がると考え、提案したもの。

委員：言葉の捉え方の問題があるかと思われる。法令的な文言として整理されたものがあるのか。政策形成について、佐々木信夫氏の著書の中で整理されたものがあつたと思われるが、それも含めて世の中の的あるいは行政学的に整理された概念があるのか、調べてもらいたい。

また、会派についても、他の議会基本条例を見ると定義しているものもあるので、別ペーパーでまとめていただいた上での方が議論しやすいと思う。

委員：野呂県政の頃に、政策方向の表明に当たって議論されたことがあつたが、これは、政策形成機能を包含したものだつたと記憶している。政策形成について、これまでも議論の蓄積があると思われる。

政策立案、政策提言及び政策形成について概念や使い方を調べてもらいたい。

委員：議論の優先順位を決める際に、政策形成に加えて議決責任についても、言葉の使い方を確認した上で議論したい。(議決責任についても)他の道府県の議会基本条例でどのように定義されているのかあるいは使われているのか等を調べてもらいたい。また、議決責任は選挙で評価されるなどという考え方もあるが、これまでの議論の蓄積も含めて調べてもらいたい。

委員：政策形成及び議決責任に加えて、会派についても、言葉の定義及びこれまでの議論の過程があれば事務局でまとめておいてもらいたい。

委員：最高規範性については、規定するのであれば十分な議論が必要。この条例の特色として、第1条の目的を見ると本県議会の決議した基本理念と基本方向(平成14年3月)を踏まえているものである。これは、議会の基本理念、議員の責務、活動原則等を明らかにすることに中心軸を置いたものと

理解している。仮にこの条例の最高規範性を謳うのであれば、この条例の目的そのものを変えていくこととなる。目的まで変える必要はないのではないか。

また、議決責任については、第4条第1項において議会活動を通じて県民の負託に応えることとすでに規定しているところであり、これは議決責任を包含しているのではないか。規定することの必要性を含めて議論することはよいが、議会基本条例で規定することとなると慎重な議論が必要と考える。

対面演壇方式については、他のやり方も含めて余裕を持たせることとして、対面演壇方式だけに限定する必要はないのではないかと考える。

委員：最高規範性については、この条例の立案時にも検討したしたが、そもそもこの条例は議会の基本的事項を定めるものであり、また、第27条において他の条例との整合性を図っているもの。さらに、立案時の検討の過程で、条例に上下はなく、最高規範性は書き込めないものだという理解で現在に至っている。もっとも、他の議会基本条例を見ると前文で最高規範を謳っているなどの例もある。実効性のないものであり、この条例が議会の根っこになるという意味では既にその役割を果たしているところであり、現行の規定のままでも良いのではないかと考える。

委員：この条例の立案時、最高法規性について事務局に調べさせたことがあったが、事務局の回答は条例に上下なしということだった。従って最高規範という位置付けはできないという法律解釈だった。この考え方や姿勢に変化はないか、調べてもらいたい。

また、議決責任について、全員協議会における質疑応答で、この条例は議決責任を謳っていないという遣り取りがあったと記憶している。解釈論になると思うが、現行の議会基本条例は議決責任を含んでいないという整理でよいか、このことについて調べてもらいたい。

委員：合わせて、議決責任について、議会の議決責任なのか、議員の議決責任なのかについても調べてもらいたい。

委員：資料1 ページ2の説明及び質疑応答に入る、

委員：本県の議会基本条例では、第6条第1項において議会運営に当たっては円滑かつ効率的を規定しているところである。他方、他の道府県の議会基本条例においては公平性や公正性、透明性を明記するものがあるが、本県の場合はどうなのかということで問題提起した。本県の議会基本条例でも規定するべきというレベルまでは自分の中で整理できていない。他の条例や他の規定でこのことが担保されているので不要というのであれば明記す

る必要はないものであるが。

委員：第6条の規定を見て、本県議会は県民に受けた議会改革や透明性の担保のための取り組みをしているにも拘わらず、県民の立場に立ったあるいは県民に開かれた運営を行っているという規定がなく、文言が足りないように思われた。このことを明確化すべきと考えたもの。

委員：第6条第2項関係に関して議長及び副議長の所信表明演説を本会議場で行うことについては、条例改正に繋がるものではなく運用の問題。**資料1**で説明しているとおり、議長等への立候補者による所信表明のテレビ中継やインターネット中継が行われず、県民がその所信を視聴できない。また、議事録も公開されていない。このため、後になって検証することなどできない。議長や副議長の立候補及び所信表明を広く県民に知らせるという意味からも、本会議場で行うべきと問題提起したもの。議会基本条例の見直しに繋がるものではない。

委員：第8条関係の議会と知事との関係の基本原則については、これに関する規定を設け、明確に知事の立場及び議会の役割、すなわち議会の議決権及び知事の執行権といった互いの役割を明記した上で二元代表による緊張ある関係と規定した方が良いと考えて提案した。他の議会基本条例を参考にした。

委員：反問権については、質問の事前通告が行われていない全協や予決、常任委員会においては、知事等執行部が論点の整理をする範囲で質問の趣旨確認をしても良いこととしてはいかがかと考え、提案したもの。

委員：他の道府県の議会基本条例を見ると、質問の趣旨の確認のためや議長の許可を得てなどの条件を付して認めているところもあり、本県についてもどうすべきか議論する必要があるのではないかと考えて問題提起した。

委員：反問権については、仮にも県民の代表である議員に対して、執行権を預かる知事が反問することであり、慎重に議論する必要がある。一定の何らかのものがあってしかるべきだろうと認識する。とはいえ、二元代表という立場から、反問を認めることが必要な部分が出てくるかとも思われる。他の条例を参考に、質問の趣旨確認という場合などにおいては認めていても良いのではないかと考える。

委員：反問権とは様々な形態があると思われ、例えば「何でも反問することができる」や、「質問の趣旨確認」などがある。多数意見は、事前通告のない会議における、後者の質問の趣旨確認を意味しているのではないかとと思われる。とはいえ、本会議等事前通告のある場合において、その場で質問の趣旨確認をしなければならないというのは考え難く、仮に反問権を設けるのであれば事前の条件整備が不可欠と主張する。情報や人員において優位

な知事等執行部が、何でもかんでも反論するというのであればフェアではない。もっとも、私も質問の趣旨確認という意味であればよいのではないかと考える。

委員：この反問権の創設の提案は、本会議等事前通告のある会議は想定しておらず、基本的に事前通告のない会議の場合を想定していると理解してよいか。

委員：事前通告のある会議において質問の趣旨確認をするというのであれば、事前通告は一体何かということになる。

委員：私の記憶する限りだが、これまでも2回ほど本会議において質問の趣旨がよく分からないなどという答弁があった。そもそも質問の趣旨の確認などは既に行われているのではないか。

委員：第7条関係の意見については、この議会の説明責任に関する規定は、当然必要な規定であるが、第6章の中で規定されるべきものではないかという、条例の場所的整理の提案である。

委員：第4条第3項において「議員は」という主語で県民に対して説明する責務、また、第7条で「議会は」という主語で同様に県民に対して説明する責務が規定されている。その上で、さらに、議会として、説明する場を設ける必要があるのではないかと考えて提案した。

委員：議会の説明責任として、第4条第3項の規定だけでは県民に対して説明する議会の細かな取組が十分に果たされていないと考えて提案したものであるが、よく条例をみると、第3条や第7条、第19条などにおいても規定されており、総合すると規定としては十分ではないかと現在反省している。なお、他の道府県の議会基本条例をみると、県民や市町との意見交換の場などを規定しているものもあり、そのような取組が可能かは別として、一度議論していただきたいという思いがある。ぜひにという意見ではない。

委員：第4条第3項関係で整理いただいているが、私は第6章との関係でこの意見を出したものだ。これは、個々の議員の責任として県民に対する説明責任が規定されている。第7条及び第6章において、議会の責任として県民の意向の把握等が規定されている。さらに、議会として議会報告の場の設置についても規定されるべきと考える。もっとも、市町村とは異なる都道府県が、どこまで議会報告ができるのかは疑問にも思っている。第7条の具体化又は進化として、場の設置の検討は必要と考える。

委員：反問権の創設に当たっては慎重な議論が必要と思われる。

予決の事前通告廃止するに当たって執行部側と調整したという記憶がある。その際、執行部側には反問権が既に存在するので、あえて規定する必要がないという説明だったと思う。予決の理事会であったと記憶している

が、議事録等を確認してもらいたい。

委員：実際、執行部側に反問権は存在するのか否か、事務局に調べてもらいたい。

委員：近年、反論権というものが提案、議論されるようになってきている。これも整理して議論するべきと考える。

委員：また、いわゆる「何でも反論権」のようなものが実際に使われているような例はあるのか、あるいは反問権と言いつつ趣旨確認的な使われ方に終わっているのか、調べてもらいたい。もし分ければよいが。

委員：反問と反論は分けて考えるべきと思う。また、質問の趣旨の確認は、いつでもできるようにするべきと思う。さらに、県民の目から見ると、議論はもっとスリリングな方がよいと思う。多少の反論はあってもよいと思われ、その采配は議長に委ねることで議会側でコントロールできると思われる。

議会の説明責任に関して、議会報告会などについて県が市町村と同様のことをするのは無理と考える。

また、「他の議会基本条例を見てこうすべき」といった意見が多いが、他の道府県の議会基本条例はまだ制定されただけで運用実績のないものであるので、それを模倣すべきという議論はいかがかと思われる。他の議会基本条例を参考にして改正したものの、非現実的な規定である可能性もある。

委員：第4条第3項関係で意見を提出している委員は、「議員」ではなく「議会の」説明責任をいかに果たすか、といった問題提起であると理解してよいか。また、集約すると議会報告会を含む規定とするかという理解でよいか。

委員：そのとおり。

委員：第8条関係の議会及び知事の役割等については、既に地方自治法に規定されているところであるが、重複して書けないことはないがその趣旨を明確にする必要がある。例えば、地方自治法に規定する知事の執行権及び議会の議決権を踏まえた上で、二元代表の理念の下、緊張ある関係でなければならない、などという規定振りとするのはいかがか。

委員：そのように規定したいという趣旨（の意見）である。

委員：具体的な条文に書くか、あるいは前文にその精神や趣旨が明記されていればよいという趣旨か。

委員：そのとおり。

委員：本会議や委員会における質問の趣旨の確認は、実際に行っている例を見たことがある。反問権について、そのような行為は既に行われているのか、事務局に確認してもらいたい。

また、諮問会議の答申を受け代表者会議において、資料3のとおり対応

することとされた。議会報告会の創設など、広聴広報に関する意見については、広聴広報会議に委ねられている。座長から広聴広報会議での対応を求めることとし、その上で、このプロジェクト会議における対応が必要か否かを決定することとしたい。

委員：それで良いと考える。仮に議会基本条例に明記することとなると、このプロジェクト会議における対応が必要となるという理解でよいか。

委員：そのように認識している。議会報告会を広聴広報会議だけで議論することとなると難しいのではないかと思われ、当プロジェクト会議で対応すべきと思うが、一応資料3のとおり決定されているので、広聴広報会議の対応を見ることとしたい。

委員：資料1ページ3の説明及び質疑応答を行う。

委員：第3条、第18条及び第19条において県民に対する公開や県民の参画などについて規定されて、議会基本条例を成立させて開かれた議会に向けて取り組んでいるものの、その価値が県民に届いていない。このことを歯がゆく思っている。また、議会改革などについて県民がどのように実感しているのか捉えるところがない。何かそのような取組などが必要なのではないかと考え、提案した。

また、第18条関係については、確かに請願提出者を参考人として招致し、その意見を聞く取組などは行われているが、しかし、請願を提出した側から積極的に意見を述べる議会側の担保がない。開かれた議会及び県民の議会への参画の取組を強化するため、請願提出者が意見を述べる機会を保障し、その規定を設けるべきと考え、提案した。

委員：既に委員会における請願提出者の参考人招致や、政策担当者会議において事実上すべての請願提出者が意見を述べることは、既に行われている取組である。そのため、条例に書き込んでも良いのではないかと考え、このことを議員で議論してもらいたいと考えて提案した。

もともと、資料3において、議運で検討することとされているので、議運の対応を待って、条例に規定するか否かを検討すればよいかと考えている。

また、第19条関係で議案の賛否の公開や、第21条関係で委員会資料の事前公開も、既に行っているところである。このことについて、議会基本条例に明記してよいのではないかと考える。

委員：議長定例記者会見を条例の中で位置付けるべきという意見。議長定例記者会見を行っている議会はまだ少ない。また、仮に議長が交代して記者会見を好まないところであっても、議会の代表として定期的に情報を発信す

ることは議長の責務として議会基本条例で明記することにより、広聴広報は議長の役割とすることができると考えて提案した。

委員：第3条、第18条及び第19条関係の広聴広報に関する意見は、広聴広報会議に委ねることでよいか。

委員：それでよい。

委員：また、請願提出者の意見陳述については、議運もそうであるが実際に対応するのは委員会であり、その意見を聞くことが必要であるとする。実際に運用する側がどう考えるのかは大切である。

また、いずれであっても請願者が発言を希望する場合には許可するというものであって、請願者は必ず説明しなければならないという趣旨の意見ではないと理解している。仮に後者の意見である場合には、慎重な議論が必要。

委員：請願提出者の意見陳述について、どこまで条例に規定すべきと考えているのか、することができなのか、あるいはしなければならないとするのかなどを確認したい。

委員：現在、非公式の政策担当者会議において取り組んでいることを公式化したいと考えている。あくまで請願提出者が意見を述べたいと希望する場合に、その機会を保障するもの。

委員：参画しやすい開かれた議会として、何でもかんでもという訳ではないが、議会が取り上げる請願については、意見を述べたいという請願者の思いに応えることは担保すべきと考える。

委員：確認したい。請願権として請願を文書で提出するという意味で参画する権利は既に保障されている。それに加えて、参考人として出席する場合には費用弁償や旅費等が発生する場合もあるだろう。その経費も含めて担保すべきという意見か。

委員：そのような意味まで含んでいる。県民の参画という意味で、権利だけは保障すべきと考えるもの。

委員：そこまで含んでいるということとなると、慎重に議論する必要がある。請願者が意見陳述することについては、既に政策担当者会議で実施されていること。しかし、仮に参考人招致まで保障することとなると、委員会の運営に関わる問題である。権利としては請願提出権が既に認められているものであり、更に第18条において参考人等の積極的な活用について規定されているところである。これ以上の取組を行うというのであれば、慎重な議論が必要。

委員：県民からの意見を受けるというのは、議会の大切な基本姿勢。様々な請願のケースが考えられるので、請願を受け取る場合には議長が判断するこ

ととしてはいかがか。何もかも素通りで、いかなる請願も議会に対して直接説明することができることとするのは、慎重な議論が必要。

委員：事務局に確認してもらいたい。口述による請願はできるのか？

なお、この請願提出者の意見陳述の機会の保障については、議運における議論を待つこととする。

委員：議長定例記者会見を条例で規定することについては、ぜひ実現すべきと考える。規定する位置については、第 19 条に追加するのがよいのか、新たな規定を設けるのがよいのかは検討が必要であるが。

委員：資料 1 ページ 4 の説明及び質疑応答を行う。

委員：第 12 条の附属機関、第 13 条の調査機関及び第 14 条の検討会等は、まさに本県議会における議会改革の足跡を示すもの。また、この条例の施行後に、地方自治法が改正されて専門的知見の活用に関する規定が設けられた。これらの条文を 1 つにまとめるとともに、専門的知見の活用などの文言も盛り込んで法との整合性を図って整理すべきと考えて提案したもの。

委員：第 12 条の附属機関、第 13 条の調査機関及び第 14 条の検討会等について、逐条解説に整理されているそれぞれの設置目的の表があると分かりやすいのだが、それぞれの設置目的の範囲が異なっている。すなわち、第 12 条の附属機関は議会活動に関して、第 13 条の調査機関及び第 14 条の検討会等は県政の課題に関して調査等を行うこととされている。相違を設けたことにはそれなりの意味があったと思われるが、改めてこの整理の仕方でのよいのか再検討する必要があると考えて提案した。

委員：これまで設置された附属機関は、議会改革諮問会議の 1 つである。この実績を踏まえて、委員の身分や待遇等を条例で規定すべきと考えて提案した。

委員：同様に、議会に附属機関を設置して活発な議論をするというのであれば、附属機関の委員の身分や待遇等が、条例から落ちていると認識している。

委員：私が提案した通年制議会に関することは、現在、会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議において検討されているので、その検討結果を注視することでよい。

委員：議会の会期について、本県議会は他の都道府県に先駆けて 2 会期制としたところであるので、他の条例と重複してでもこの議会基本条例で明記すべきと考える。他の議会基本条例を参考にしたもの。

委員：議員定数や選挙区については、今後の地方自治の在り方を左右するものなので、県民の意思を的確に示すことができるよう議員定数や選挙区の在り方について不断の見直しを行うといった姿勢を、議会基本条例で示す必

要があるとする。また、議員報酬等についても、議員活動の対価であって、この場合の議員活動とは広義の活動を反映するものなどといったことを基本条例で明記する必要があるとする。このことについては、ぜひ規定されるべきと強く考えているところであり、県民の関心も高いと認識しており、議員の根幹に関わるもの。その姿勢を示すということは必要である。このことはぜひ規定するべきと考えている。

委員：会期や議員報酬について、現在、議員報酬等に関する在り方調査会やプロジェクト会議で検討されているところであり、検討結果等を条例で規定するべきか否か検討してはいかがかと考えて提案した。

委員：会期については、すでに三重県議会定例会の招集回数に関する条例において規定されているところであり、仮に議会基本条例で規定することとなると、この会期に関する条例を廃止することも含めて検討する必要があると思われる。次回のプロジェクト会議において、三重県議会定例会の招集回数に関する条例を配布してもらいたい。確認するが、個別の条例で規定されていることとは別に、議会基本条例で規定するべきという趣旨か。

また、議員定数や議員報酬に関する意見について、意見を提出した委員に確認したいが、議会としての議員定数や議員報酬に対する姿勢を議会基本条例で規定するべきであって、個々具体的な事項や数値については別の条例等で示すという考えと理解してよいか。

委員：姿勢を示したいというものである。議員定数や選挙区等について不断の見直しを行うという姿勢や、議員報酬はこのような状況で受け取っているというという考え方を示したい。具体的に、数値や事項を示すという考えではない。

委員：このことは、まさに冒頭で議論した、他の条例と重複する内容を議会基本条例で規定することは可能かという問題である。選挙区や議員定数、議員報酬についてこのようなものであるという概念が、個別の条例で明記されている。にもかかわらず、再掲することができるか。

事務局：重複して規定することはいかなる意味を持つのかという問題である。重複することに意味があれば規定することができるが、一度規定されるだけで十分な意味を果たしているのであれば、重複することは不適切だろう。

委員：(重複して規定することに) いかなる意味があるのかといったことは、このプロジェクト会議における議論で明らかになってくるとと思われるが、規定するからには一定の意味付けが必要であるということと考える。

委員：第12条、第13条及び第14条については、本県議会が最も注力して活動している部分と思われ、地方自治法の改正等も受けて専門的知見の活用などといった点からも今回整理することは必要。しかし、これらについて、

附属機関の設置目的を議会活動に関する調査のためと一定の縛りをかけているのは、一度議論した結果。今回、附属機関の設置目的を県政に関する課題について調査するためと拡大していくべきなのか否かを、再検討する時期と認識している。

また、附属機関の身分や待遇等について地方自治法等との関係から規定することができなかつたのではないか。

事務局：地方自治法上、議会に附属機関を設置することは規定されていない。その上で、条例に基づいて設置した議会の附属機関の委員に、報酬等を支払うことは可能か否かを総務省に昨年度から照会しているが、それについて明確な回答がまだである。従ってこの部分はグレーとなっている。

仮に議会基本条例に、附属機関の委員の身分や対価について明記しようというのであれば、法律的に議論となるだろう。

委員：資料1 ページ5の説明及び質疑応答を行う。

委員：会派に所属する個々の議員が、県民に対して責務を果たすことを、会派は支援するべきである。このような役割は当然あるべきであり、このことを、この議会基本条例で明確にしておくべきと考えて提案した。それによって、条例の体裁も整うと考えた。

委員：会派について条例で規定したのは、本県の議会基本条例が最初だったと認識している。また、会派が果たしている現状に鑑みて、現行の規定振りでは会派の活動が十分に規定されていないと考えて提案した。議員とは個々に県民の負託を受けたという個々の存在であるが、政策的に近い議員同士がグループを結成して会派となった。すなわち、会派は、個々の議員活動を支援する存在であるべき。従って、会派は、その所属する各議員の活動を支援するなどといった規定が必要である。その上で、現実に会派が行っている政策立案や予算要望、広聴広報等の議会活動の実施主体にもなることができるなどということの規定するべき。また、現在行っているが、会派間の調整により円滑な議会運営に寄与するということも規定するべき。

また、岩手県議会基本条例も参考にしながら、会派に所属しない議員に対する配慮も、明記すべきと考えたものである。

委員：議会事務局について、第25条において政策立案能力の向上のため機能強化及び組織体制の整備などと既に規定しているところだが、政策立案だけでなく政策形成能力の充実のため、事務局を更に充実するべきと考えて提案した。また、例えば政策担当秘書や議長補佐などの設置などについても規定することはできないかと考えている。

委員：政策担当などの機能を担う職員を充実させてもらえる担保だけはほしい

と考えて提案した。また、全議の会長を担う場合などには議長秘書の増強など、必要な時には増強することができるように、条例でその担保だけはしてもらいたい。

委員：第 25 条第 2 項において、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用することについて規定されているが、現実には実施されていないし、今後も独自の採用は難しいのだろう。これはさておき、議会事務局の人員増強を図るために何らか講じられないかと考えて提案したもの。

委員：議会の監視評価機能の一端として、第 9 条第 2 項において議場における審議等が想定されている。しかし、議場における質問や質疑だけでなく国会にも質問主意書の制度があるように、議会が承認した場合やあるいは議長が認めた場合には、情報の提供や書面による知事等の意見の開陳を求める制度を設けるべきと考えたもの。もっとも、地方自治法の 100 条調査権との整理や、現状でも、執行部には議会の側からの情報の要求に対して真摯に対応いただいていることであるため、仮に現状で課題がないのであれば制度の創設の意義も議論する必要があるものである。しかし、これは、自分自身が少数会派に属したときに入手できる情報が少なかった経験を踏まえ、少数会派も知事等の公式な見解を入手する方法が必要と感じたこともあり、今回提案するもの。

委員：同様に文書質問制度の創設を提案するもの。議会の機能強化の取組の一つとして、もちろん現状でも代表質問や一般質問等の機会があるが、それらに囚われずに常に質問することのできる仕組みを設けるべき。会派の所属議員が、少なくとも 6 人以上いないと全常任委委員会に所属することはできず、少数会派にとって傍聴等の機会も限られており、質問や情報入手の機会が限られる。

委員：議会の重要な機能の一つとして意見書の提出や決議を行っているところであり、これらについて議会基本条例に規定されていないため明記すべきと提案した。

委員：他の議会基本条例と比較して、会派の定義の有無や規定振りなどを一覧にして示していただきたい。

また、地方自治法第 99 条の規定に基づいて意見書の提出などを行っているところであり、更に議会基本条例で規定することとなるとその意義について議論する必要がある。同様に、意見書や決議に関する規定についても、一覧に示していただきたい。

また、議会事務局の増強に関する意見は、現行の第 25 条第 2 項の規定に包含されるものか、あるいは更なる規定や取組を求めるものなのか。仮に

第 25 条第 2 項の規定に包含されるというのであれば、現行の規定の運用上の問題として議論していくべきと考えるが。

委員：解釈であるが、専門的な知識経験等を有する者に政策担当秘書や議長秘書が含まれるのであれば、現行の第 25 条第 2 項に含まれることになるだろう。

委員：議会の政策形成機能の強化のためには、その役割の職を創設する必要があると考える。なお、現行の規定のままでは現状が継続というのでは困る。現状のままでは良くないと考えるので、議会の政策形成能力の充実という観点からご議論いただきたい。

委員：しかるべき専門的な知見を有する者を採用すべきなどと言った目的を第 25 条に追加的に書き込むべきというご意見と理解してよいか。

委員：資料 1 ページ 6 の説明及び質疑応答を行う。

委員：議員活動というものを議会基本条例で明確に規定していくことが必要と提案するもの。議員の活動は幅広くて多種多様、従って議員活動とは何かというものを改めて条例で規定することが必要。その際、本会議や委員会における審議、政策立案のための取組や県民に対して直接広聴広報する取組などもあるが、さらに、日常の議員活動の中で大きなウェイトを占めているのが県の行事を含めて公的行事への参加である。この公的行事への参加について規定されていないのは不備であると考え、議員活動として明記すべきと提案するもの。

委員：第 6 条は議会の機能の十分な発揮、第 11 条は議会の機能の強化と、これらの規定については同様の趣旨と思われるので整理できないかという提案である。

また、第 15 条の議員間討議の充実については、条例の見直しというより運用上の問題であり、充実させるための何らかの仕組みを議論できないかと考えて提案した。しかし、このことについても代表者会議の整理で、議会運営委員会や代表者会議で検討されることとなったようであるのでそれらに委ねることでよい。

委員：奈良県の議会基本条例を見ると、政務調査費は議員活動の基盤の強化のためのものと規定されている。そもそも政務調査費の創設については、平成 11 年、本県議会が他の都道府県の議会に、地方分権の進展を踏まえ今後の議会活動を充実させていくために議員活動の基盤強化をしようという趣旨の意見書の採択を働き掛けた。十数県の議会が賛同して意見書を提出し、その動きが国に認められて平成 11 年の年度末の法改正に繋がったという経緯がある。このことを踏まえて、政務調査費について改めて議会基本条例

の規定を設けるべきと提案するもの。

なお、政務調査費の支給の対象は、当初議員活動の充実のためと要望したのだが、現行では政策調査研究に限られている。用途は、各県の条例の自由裁量に委ねられているはずである。政策調査研究はもちろん、広聴広報活動や公式行事等の日常活動にも認めるよう、そのためには条例改正が必要と思われ、そのように条例で規定するべきと提案する。

第 22 条及び第 23 条に関しては、全国規模の議会改革シンポジウムを開催して全国の議会改革を牽引してきたことなどを踏まえて、議会改革という中でこれら 2 つの条文をまとめて規定してはいかがかと提案する。その際には、議会改革とは何かといったその方向性や目指すもの、おそらく地方分権や地域主権を目指すものと思われるが、それを明記するべき。

委員：現行の第 23 条で規定されている交流及び連携の推進は、国内の議会に限定されているイメージがある。国際化社会の進展の中で、海外の議会も視野に入れていることを明らかにするべき。

委員：議員連盟について、現状の議員連盟の活動を踏まえ、他の議会基本条例の類似の規定を参考にして本県の議会基本条例でも規定してよいのではないかと考えて提案した。

地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づく議会が議決すべき事件については、本県が他の都道府県に先駆けて取り組んだものであり、その歴史を踏まえ議会基本条例で規定してはいかがかと提案した。

委員：議会の議決権限に属する重要な事項については、議会が県民投票を実施してその結果に基づく又はその結果を尊重する県民投票制度について、一度議論させていただきたいと考えて提案した。なお、議会基本条例に規定するか否かはまた別の議論になる。

委員：対面演壇方式の採用など議会改革を推進する上で、さらに円滑な議事運営を進めていく上で予算は必要なもの。条例に規定しなければ予算が確保できないというものはないが、予算について規定を設けておく方が、形が良くなるというかはっきりさせておいた方が良いと考えて提案した。

委員：県民投票制度を創設するか否かについては、検討を要すると考えている。例えば、憲法 95 条に住民投票の制度があるが、この規定の趣旨及び他の地方公共団体の議会に住民投票制度を有するものはないか調べてもらいたい。議論のための題材としたい。住民投票に諮るか否かといった重要な政策課題とはいかなるものか、などについて具体的な考えはない。なお、新県立博物館の建設の是非などは、自分自身は住民投票に諮るテーマとしては不適と考えているが、人によっては住民投票に諮るべきと考える人もあるだろう。

これらを議論するベースとなる資料を準備いただきたい。

委員：これに関する意見の趣旨としては、住民投票条例を作れというものか、その場合には一般住民投票条例なのか、あるいは個別住民投票条例なのか、どのようなイメージか。

委員：具体的なイメージはない。現行の議会基本条例の構成の中では、県民に対する説明や県民の参画の取組の一つとして、制度として、有権者全体を対象として一の市町の利害に関するものではなく本県全体に関わるような政策テーマについて全ての県民の参加という制度とするイメージの段階である。その他のバリエーションがあるならそれらも含めて検討したい。

委員：議会基本条例の中で、所要の時には住民投票をすることが「できる」といった規定とするべきという意見か。

委員：その程度である。しなければならないなどという規定はイメージしていない。

委員：第17条政務調査費に関する規定については、議員報酬等に関する在り方調査会による調査結果の内容を見てから検討することとする。従って意見全てについて議論するものだが、優先順位としては後順位となる。

委員：第4条の議員活動の原則関係についても、議員報酬等に関する在り方調査会における審議結果を見てから検討するべき。

委員：そのとおりである。

ただ今から休憩を取る。その間に、座長及び副座長でこのプロジェクト会議で条例改正やその他の方法も視野に入れながら議論を深めるべきテーマとして優先度の高いものを検討して、休憩後に発表する。なお、優先して議論すべきとされたもの以外についても、順位は後になる、今後全く議論をしないというものではない。今回は、あくまでも優先して議論すべきというテーマを絞り込むもの。

今回のこの絞り込みは、座長及び副座長に一任いただきたい。15:30 までプロジェクト会議を休憩とする。

(15:12-15:31 休憩)

委員：プロジェクト会議を再開する。

優先して議論するテーマを発表する。優先して議論するテーマは9つ。

- 1つ目、**資料1** 1ページ目の前文関係、議会基本条例の最高法規性
- 2つ目、**資料1** 1ページ目の第4条関係、議決責任について
- 3つ目、**資料1** 1ページ目の第3条第3号関係及び第10条関係の政策形成について
- 4つ目、**資料1** 2ページ目の第8条関係の議会及び知事等の役割等について
- 5つ目、**資料1** 2ページ目の第8条関係の反問権について

6つ目、資料1 4ページ目の第12条、第13条及び第14条関係の附属機関、調査機関及び検討会等について（附属機関の設置目的についてを含む。）
7つ目、資料1 4ページ目の新設関係で議員定数や選挙区議員報酬等の考え方について
8つ目、資料1 5ページ目の第9条関係で文書質問制度の創設について
9つ目、資料1 6ページ目の新設関係で住民投票制度に関する検討について
以上の9点である。なお、今発表した、すなわち資料1のページ及び項目の順で、議論を行う。

繰り返すが、意見のあった資料1の項目すべてについて議論を行うものだが、今回は優先して議論を行うものを発表した。

委員：議員報酬等に関する在り方調査会における議論と並行して当プロジェクト会議で議論するというイメージか。

委員：議員報酬等に関する在り方調査会の調査結果は、年内又は年度内に明らかになると聞いている。従って、この調査会の調査結果が出た後に、プロジェクト会議で議論することができると想定している。

事務局は、最高法規性及び議決責任の2つのテーマに関する資料を、次回までに整えておいてもらいたい。

なお、言い忘れたが、議員間討議の充実については議運で検討されることとされているので、議運における検討を注視することとする。

委員：議員間討議の充実については、条例改正に繋がる問題ではなく、取り組み方の問題であると考えているので、私の意見の中ではトーンの低いもの。

委員：このプロジェクト会議の座長報告の中で言及してもらえばよいのではないか。

委員：次回のプロジェクト会議は、10/31(月)13:00～開催する。

場合によっては3テーマ以上進むこともあり得るので、その旨了承いただきたい。

本日はこれで散会する。

(15:41 終了)